

盛岡市監査委員告示第 37 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項，第 2 項及び第 4 項の規定により行った定期監査の結果の報告を次のとおり公表する。

平成 26 年 12 月 5 日

盛岡市監査委員 熊 谷 喜美男
同 菊 池 秀 一
同 佐 藤 敬 三
同 川 村 幸 子

第 1 監査の対象及び監査実施年月日

定期監査の対象は，商工観光部及び建設部である。うち，次の部課等を实地監査の対象として監査を実施した。

実地監査対象部課等	監査実施年月日
【商工観光部】 商工課，中心市街地活性化対策事務局，企業立地雇用課 【建設部】 道路管理課，雪対策室，道路建設課，河川課	平成 26 年 10 月 2 日から同年 10 月 15 日まで

第 2 監査の範囲

平成 25 年度及び平成 26 年度（平成 26 年 7 月分まで）の事務の執行

第 3 監査委員の除斥

道路管理課の一部監査において，地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 199 条の 2 の規定により，熊谷喜美男委員は除斥とした。

第 4 監査の方法

实地監査の対象としない部署においては，平成 26 年度監査実施計画及び監査資料等に関する要領（48 盛監発第 24 号）に基づき提出された監査資料について，实地監査の対象とした部署においては，同監査資料と監査実施の指定日に提出された各課等の予算の執行に係る各種文書，会計帳票，証拠書類，現金の出納保管並びに財産，債権及び基

金の記録管理その他の事務に係る文書について、事務の執行が法令等に基づき、適正かつ効率的に行われているかに主眼を置き、一般に公正妥当と認められる監査基準に準拠し、通常実施すべき監査手続きによりその内容を調査照合するとともに、必要に応じ、その都度担当職員から説明を聴取して適否の確認を行った。

第5 監査の結果

事務の執行は、関係法令及び条例・規則並びに議会の議決その他の定めるところに基づきおおむね良好と認められた。

今後とも、所管する業務に対する認識を深められ、事務事業の適正かつ効率的な執行が確保されるよう配慮されたい。

別 紙

I 商工観光部

商工課

【指摘事項】

- 1 補助金の交付に当たり、事業の履行確認を年度内に行っていない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

企業立地雇用課

【指摘事項】

- 1 補助金の交付に当たり、事業の履行確認を年度内に行っていない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

【注意事項】

- 1 業務委託契約の締結に当たり、不課税文書の委任契約書に印紙が貼付されている事例が見られたので、受託業者に対し適正な指示・指導を行なうことを求める。
- 2 公の施設の指定管理に当たり、基本協定に定められている備品に関する報告が行われていない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

II 建設部

道路管理課

【指摘事項】

- 1 業務委託契約に当たり、誤った完了報告書を受理している事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

【注意事項】

- 1 業務委託の契約締結に当たり、契約保証金免除理由を明示せず決裁を得ている事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。
- 2 補助金交付に当たり、要綱に定める添付書類が不足している事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

道路建設課

【指摘事項】

- 1 行政財産の目的外使用許可の証明書の交付に当たり、手数料を徴収していない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。